

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 令和 7 年 6 月 13 日・東京都条例第 112 号

第 1 概要

1 改正理由

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 7 年環境省令第 17 号）の施行に伴い、東京都における公共用水域に排出する汚水の規制基準に係る暫定基準等を改める必要がある。

2 改正内容

(1) 暫定基準の適用期限の延長

令和 7 年 6 月 30 日まで → 令和 10 年 9 月 30 日まで

(2) 暫定基準の見直し

ほうろう鉄器製造業

・ほう素及びその化合物 40mg/ℓ → 30mg/ℓ

・ふっ素及びその化合物 12mg/ℓ → 10mg/ℓ

第 2 施行日

令和 7 年 7 月 1 日

第 3 問合せ先

環境局自然環境部水環境課河川規制担当

直通 03-5388-3494